

第20回

日本司法支援センター顧問会議

議 事 録

第20回  
日本司法支援センター顧問会議  
議事次第

1 日時

令和4年2月3日（木）午後1時00分～午後2時52分

2 場所

日本司法支援センター本部 8階会議室

（東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階）

3 議題

【報告案件】

令和3年度及び第4期中期目標期間における業務の概況並びに今後の取組について

コロナ禍における司法アクセスについて

災害と司法アクセスについて

午後 1 時00分開会

○道事務局長 それでは、定刻となりましたので、本日第20回の日本司法支援センターの顧問会議となります、開催をさせていただきたいと存じます。

顧問の皆様におかれましては、御多用中、またオミクロンが大変な感染状況でございますが、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。こちらの会場には高木顧問がリアルでの御出席ということでお運びを頂いているところでございます。ほかの皆様にはオンラインにて御出席を賜っております。ありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして、理事長の板東より一言まずは御挨拶をさせていただきます。板東理事長、お願いいたします。

○板東理事長 皆様、お忙しいところこのような形で御参集いただきまして、ありがとうございます。先ほどお話のように、今本当にオミクロンの感染拡大というのが非常に急速な状況がございまして、法テラスも業務の上でも、あるいは組織運営の上でもいろいろその影響も受けながらということをやっているところでございます。後でちょっと私の最後の御挨拶の中でも簡単に触れさせていただきたいと思ひますし、それからコロナに対応してのいろいろな対策の問題であったり、あるいは現在の業務の状況については後でまとめて担当の方から御説明をさせていただきたいと思ひます。

今回は特に第4期中期目標、中期計画期間の最終の年の最後の会ということでございます。今期を振り返りまして、次期にどういうふうに法テラスの業務を更に高めていくかというところで今回もいろいろまた御指摘を頂ければ有り難いというふうに思っているところでございます。

私の方からも2点ほど申し上げたいと思ひます。一つは、特にこの1年間を振り返りましてコロナ禍の下で法テラスがどういう状況だったかということです。

コロナ禍と言われるようになってもう2年ぐらいたっているわけでございますけれども、昨年度はある意味ではいろいろな取組が少しずつ軌道に乗った形でコロナに対応してきたという状況であったかと思ひます。一つは、その前の年から始めました電話等相談が、相談の方法論としてはかなり定着してきたということがございまして、特に感染状況が厳しい状況になったときはかなり利用されている。また、下火になったら対面が増えてくるというような状況で、そのときそのときに応じて適宜利用されているという状況でございました。データをちょっと御覧いただいても分かるかと思うんですけれども、やはり感染状況が拡大してくると利用が増えてくるということで、特に現在の状況の下においてはかなり電話等相談を

使わざるを得ないというところも多い状況でございます。

また、オンラインを使つての様々な会議の開催であつたり法教育の実施であつたり、また研修であつたり、また関係機関との連携であつたりというところも、最初はなかなか戸惑いもございましたけれども、大分軌道に乗ってきたということで、特に最近は新たな手法もいろいろ入れて、今まで働きかけることが難しかった層にも働きかけていこうというような取組も始まりつつあるというところがございます。

コロナ禍で、全体の業務で見ますと、やはりいろいろ影響を受けている部分というのもございます。一つは、先ほど法律相談のことを申し上げましたけれども、件数の方で見ても、情報提供についてはむしろちょっと増えてきつつあるのかなという状況でございますが、代理援助についてはまだまだこちらが考えているほど件数が増えていないという状況があり、情報提供から法律相談、そして代理援助へというような流れのまだ途中過程にあるものも多いのかなという感じはしております。

今、国全体でも生活保護の受給者、申請が随分増えているという状況もございますので、これから法テラスにおいてもそういった代理援助などをはじめとして法的な援助を求められるケースというのは増えてくるだろうと、それにきちんと対応していかなくてはならないと思つているところでございます。そのためにも新たな層に対しても含めていろいろな手法での広報や働きかけということももっと取り組んでいかなくてはならないというふうに思つております。

それから2点目としては、先ほど申し上げました、今年が中期目標計画期間の最後の年で、新たな計画期間が来年度からスタートするという状況でございますけれども、今期の間はコロナ禍があつたりということで、いろいろ苦勞もしたところがございますけれども、一応目標は達成できた部分が多かつたのかなとは思つております。そういう評価も評価委員会の方で頂いているというふうに思いますけれども、やはりなかなか難しい問題に取り組めていない、十分な取組ができていないのではないかと御指摘を頂いている部分もございます。特にスタッフ弁護士の配置の問題であつたり、事務所の設置の問題であつたり、そういったところについてはなかなか急速な取組が難しいところもございますので、これは息長くいろいろ関係機関とも連携しながら来期に向けても取り組んでいきたいと思つております。

それから、次期を考えていきますと、やはり社会全体でデジタルトランスフォーメーションといわれるように、司法の世界でも司法手続のIT化がこれからスケジューリングされて進められていくという状況がございます。法テラスにおいても様々な面からこのデジタル化、

I Tの活用の取組を最大限に進めていって、サービスの質の向上や業務の合理化といったところを図っていかなくてはならないと思っております。

また、やはり多様な方々へのサービスの提供、その多様性に応じたサービスの在り方というのがますます求められていくというふうに思います。特にこの4月、成年年齢の引下げということで、より若い層の方々がいろいろな法的なトラブルにも直面をするということが予想されるところでございます。まだまだ若年者にとって法テラスというのはなかなか身近な存在ではないということがあるかと思っておりますので、新たな広報媒体なども含めまして、そのアプローチの仕方を考えていかなくてはならない、より幅広い層に届くような法テラスのサービスということで努力をしたいと思うところでございます。

そのほか外国人や犯罪被害者の問題であったり、高齢者、障害者であったりという様々な方々に応じたサービスの提供とその質の向上ということをやはり来期も考えていかなくてはならないということだと思っております。

それらの様々な課題がございますので、また今日の御議論なども、御指摘なども踏まえながら法テラスの今後ということを更に我々としても考えていきたいと思うところでございます。

私自身も今期、もうこの会が最後ということでございますので、この最終回の会議を是非しっかりと受け止めさせていただきたいと思っております。本当に大変お忙しいところありがとうございます。本日はよろしく願い申し上げます。

**○道事務局長** 板東理事長、ありがとうございます。

それでは、恒例によりここから片山座長に議事の進行をお願いしたく存じますが、1点だけ、座長、直前で出席者の変更がございまして、出席名簿のとおり現時点で4名の顧問の方に御出席を頂いております。定足数には問題ございませんが、念のため申し添えます。

**○片山座長** はい、皆さん、こんにちは。座長を務めさせていただいております片山です。

顧問の皆さん方、お忙しいところ今日の顧問会議に御参集いただきまして、ありがとうございます。私の方からもお礼を申し上げます。

今道さんからもお話ありましたように、今日は4名の顧問の皆さんに、私も含めて4名出席ということでございますので、定足数は満たしているということでもあります。

本日の議事ですけれども、議事次第にありますとおり、令和3年度及び第4期中期目標期間における業務の概況並びに今後の取組について、それから、コロナ禍における法テラスの対応について、それから、災害と司法アクセスについて、の3件になります。

最初に、事務局の方から配布資料についての説明をお願いします。

○道事務局長 座長、ありがとうございます。

それでは、私道の方からお手元にある資料を御説明させていただきます。お手元の資料が、まず議事次第で始まりまして、先ほども言及いたしました出席者名簿が続いているかと存じます。その後が資料となりまして、資料1から3が令和3年度及び4期中期目標期間における業務の概況並びに今後の取組に関するものでございます。続きまして、資料4から6が、コロナ禍における法テラスの対応に関するもので、最後の資料7が、災害と司法アクセスに関するものとなっております。

以上でございますが、何か落丁等ございましたら御指摘を頂ければと存じます。

○片山座長 皆さん、よろしいですね。はい。

それでは、議事に入りたいと思います。まず、令和3年度及び第4期中期目標期間における業務の概況並びに今後の取組についてから入りたいと思います。事務局から御説明をお願いします。

○犬木総務部長 総務部長の犬木と申します。よろしくお願ひいたします。

本日はお忙しい中御参集いただきまして、ありがとうございます。私からは、令和3年度及び第4期中期目標期間における業務の概況並びに今後の取組について御説明申し上げます。

まず、お手元にお配りしております資料1、平成18年度以降の主要な業務実績を御覧ください。一番上の情報提供業務のコールセンター問合せ件数でございますが、令和3年9月3日に累計の問合せ件数が500万件を突破しております。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりコールセンターにおいて業務縮小した時期がございましたため、若干の減少傾向でしたが、今年度は4月から12月までで28万5,079件となっており、昨年度よりも増加傾向にございます。

続きまして、民事法律扶助業務・震災法律援助業務です。上の二つの数字、法律相談援助件数と代理援助件数につきましては、いずれもセンター設立以来、それまで増加傾向にございましたが、令和元年度には前年度とほぼ横ばい、令和2年度には減少傾向に転じ、本年度につきましても4月から12月までの法律相談援助件数は昨年同時期に比べ減少しております。ただ、代理援助件数につきましては、若干の増加傾向にございます。また、平成24年から開始しました震災法律援助業務につきましては、それぞれ括弧内に内数を記載しておりますが、令和3年3月31日をもって法テラス震災特例法が失効したため、令和3年度の震災法律援助業務件数は経過措置により援助した案件となります。

なお、特に令和2年から3年度の震災代理援助件数が高い水準となっておりますが、これは原発関連の集団訴訟におきまして、第一審判決がなされ、控訴審の援助開始決定を行ったためでございます。

続きまして、国選弁護等関連業務です。一つ目の被疑者国選弁護事件受理件数ですが、平成30年度に被疑者国選弁護の対象事件が拡大したことにより、被疑者国選弁護事件受理件数が平成30年度、令和元年度と増加しましたが、令和2年度からは減少傾向に転じ、今年度につきましても同様の傾向が続いております。

そのほか、犯罪被害者支援業務や受託業務の関連の数字は、配布資料1のとおりでございます。

最後に、認知度につきまして御説明いたします。まず、名称認知度についての推移でございますが、平成30年度に58%となった後下降傾向に転じ、令和元年度が56.3%、令和2年度が52.8%、令和3年度は52.1%となりました。一方、業務認知度につきましては、平成30年度から令和2年度まで16%台でおおむね横ばいでしたが、令和3年度は14.5%と若干下降しております。この認知度が下降した原因につきましては、現在センターにおいて分析中であり、いずれにせよ複合的なものではないかと考えておりますが、このたび調査を行った会社から、ここ2年間につきましては特にコロナ禍により大多数の国民の生活に余裕がなくなり、新たな情報に接したり、これに興味を持って深堀する意欲が湧かなくなっていることと関係しているのではないかと報告を受けております。

以上、令和3年度及び第4期中期目標期間における業務の概況について御説明いたしました。

続きまして、第4期中期目標期間は今年度で終了いたしますが、平成30年度から令和2年度までの3年間の取組につきまして、日本司法支援センター評価委員会の見込評価を受けましたので、こちらについても御説明いたします。

資料2、見込評価の総合評定様式を御覧ください。1、全体の評定の評定欄にございませとおり、評価委員会からはこの3年間の取組につきまして、中期計画における所期の目標を達成する見込みであるとの評価を頂いております。

個別の項目のうち、昨年及び一昨年の顧問会議で議題とさせていただきました外国人への支援につきまして、2、支援センター全体に対する評価の支援センター全体の評価欄の2段落目でございます。こちらによりますと、多言語情報提供サービスの対応言語を10言語まで増加させていることや、外国人在留支援センター、いわゆるフレスク内に国際室を設置して、

同センター内に同居する関係機関との連携を緊密に図るなどして、外国人に対する情報提供等の支援を充実させていることについて評価いただいております。

また、一昨年の顧問会議で議題とさせていただきました児童虐待への取組を含む犯罪被害者支援業務は、6段落目にあるとおり、児童虐待を含むDVの被害者に対し適切な支援に取り組み、相談援助を着実に実施したことにつきまして評価を頂いております。

続きまして、資料3、見込評価の項目別評定総括表様式を御覧ください。項目6の適切な情報提供の実施、項目7の法教育事業、項目9の国選弁護等関連業務、項目18の民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等は、3年度連続でA評価を頂いております。一方、項目2の常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上、項目5の関係機関との連携強化につきましては、3年度中2年度がC評価となっており、改善を求められているところでございます。

以上が第4期中期目標期間の見込評価でございます。

それでは、今後の取組について御説明いたします。現在、センターでは第5期中期計画の策定作業を行っているところですが、第5期中期目標期間におきましてセンターの求められる役割が大きくなっていることを踏まえ、高齢者、障害者、生活困窮者のほか、被災者や在留外国人等司法サービスへのアクセスが困難なより多様な方々への支援を充実させていく予定でございます。

また、社会のデジタル化、オンライン化の動きに対応して、必要な法的支援を提供できるよう、デジタル技術を最大限活用するとともに、業務分担の見直しや業務の効率化を検討してまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と長期間にわたって業務継続が困難となる場合に備えまして、緊急時におきましても利用者に対するサービス提供や国選弁護等関連業務が維持し続けられる体制を整えるべく検討を進めてまいりたいと考えております。

以上が令和3年度及び第4期中期目標期間における業務の概況並びに今後の取組についての御説明となりますが、顧問の皆様から御質問等がございましたらよろしくお願いたします。

**○片山座長** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの犬木さんの説明につきまして、顧問の皆様方から御意見ございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。中山さん、どうぞ。

**○中山顧問** すみません、ちょっと教えていただきたいのは、中期目標期間の見込評価の3ページの項目別評定で指摘した課題、改善事項というところについて、センター本部として



どのように捉えて考えているのかというのを教えていただけたらと思います。と申しますのは、先ほど理事長の御挨拶にも少しありましたけれども、項目 I の 2 の常勤弁護士の配置というのが C になっていると。それについてはこれまでも例えば地元弁護士会の理解も必要だというようなお話も聞いておりましたけれども、この間ずっと C であるわけですね。なかなか困難というのか、現在次の中期目標期間の作成作業を進めているということなんですけれども、例えばそのときに触れられたデジタル化というようなところで、今回コロナ禍の中でオンラインによる法律相談を始めているわけですけれども、常勤弁護士の配置というのは何としてもやっていくということなのか、それとも現実的に見て難しいのであれば、例えばオンライン等によるものに代替していく現実的な計画というのが可能なのかとか、どんなふう考えているのかということです。

それから、私実は何でこんな質問しているかといいますと、この評価委員会の指摘改善事項が、私としてはちょっと分かりにくいなというところがありまして、例えば I の 3 の一般契約弁護士・司法書士の確保というところで、増加幅が少ない、対策をしろといっているんですが、必要な数が増加幅が少ないというのは足りてないのか、それとも現状では足りてるのであれば、その辺のセンター本部としての認識はどうなのかなと思ったりしています。

また、項目 I の 4 のところで、事務所の新規設置がなされていないためというところがあるわけですが、事務所の新規設置については、事務所をどう配置していくかは、この間いろいろ震災対応等を行いながら、それで必要がなくなれば撤退をしていくとかいろいろやってきていると思うんですけれども、こういった指摘について、本当に新規設置の必要性をセンター本部としてどう捉えているのかといった、今後を考える際に私としては分からないところがあるので、そうした認識について教えていただけたらと思います。

以上です。

○片山座長 いかがでしょうか。

○道事務局長 座長、恐縮でございます。まず幾つか御質問を頂きましたので、各御質問に対して担当の部長の方から回答いたします。

最初に、常勤弁護士のことの御質問がございましたので、基本的に御指摘ごもっともでございます。今後の目標の立て方をどうするのかという御質問が中心だったかと思いますが、そのあたりを中心に、高橋担当部長の方から御説明まずはさせていただきます。

○高橋総合企画部長 常勤弁護士総合企画部長の高橋でございます。私の方から、スタッフ弁護士の関係について御質問いただいた事項について御説明いたします。

まず、常勤弁護士の配置についてでございますけれども、総合法律支援法2条において、あまねく全国においてというふうな理念がございますところ、法テラスとしてはこの間全国津々浦々にスタッフ弁護士の配置もするというようなことで活動を続けております。その中で中期目標、中期計画において未配置事務所ということで常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置へ向けた取組を促進するというので、地方事務所本所に常勤弁護士を配置していくということでこの間活動をしております。ただ一方で、現在10か所の地方事務所において常勤弁護士が配置できていないという状況がございます。この常勤弁護士の配置につきましては、常勤弁護士の業務量などを把握分析した上で、常勤弁護士の配置の必要性や配置人数の妥当性を検証するとともに、地方事務所への調査、ヒアリングを踏まえて、日本弁護士連合会と定期的に協議を実施しておりまして、継続的に検討しているところです。その結果、令和2年度は兵庫地方事務所に併設の法律事務所を設置するという形になりまして、未配置の事務所というものが一つ減少したという形になります。

一方、第4期中期目標、中期計画におきましても、地方事務所の配置に向けた取組を促進するとされておりまして、地方事務所への配置そのものが文言上は目標とは特にしていないのですけれども、その評価において配置できていないというところで厳しい評価を頂いたというふうに認識しております。ただ、今後も司法アクセスの観点から、事務所に必要とされる常勤弁護士を配置することが重要と考えておりますので、第5期中期目標、中期計画では、未配置事務所の解消に向けた具体的な取組、先ほど申し上げましたとおり、各地のニーズ、状況を踏まえた取組をすることそのものを評価していただけるような形で、そのような文言にするようなことで今検討していただいているところです。

**○道事務局長** それでは、続きまして、一通り担当部長からお答えをいたします。契約弁護士の件については、設楽部長からよろしいですか。

**○設楽第一事業部長** 第一事業部長の設楽と申します。よろしくお願いたします。

契約弁護士・司法書士数は、まず契約弁護士数につきましては、弁護士の総数の増え幅に比べて法テラスとの契約をしている弁護士の数の増え幅が少し少なめであると、増加はしておりますが、その増加率が弁護士の総数が増えるほどの増え方をしていないという意味で若干弁護士全体に占める契約弁護士数の比率というのが下がっております。一方、契約司法書士数につきましては、司法書士総数に大きな増加がございますので、司法書士数も横ばいであって、全体に占める契約司法書士の割合というのも従いまして横ばいの状態でございます。

ここで問題なのは、その増加の仕方が地方と都市部で格差があること、それから実働する契約弁護士・司法書士の数についても地方、都市部によってばらつきがあるということだと承知しております。したがって、今現在は何をもちいて実働していると評価するのが難しゅうございまして、そういう意味で実働数を増やすためになるべく総契約数を増やしていくということを目指しておりますが、もう少し今後は地域別、それから実働しているか否か、そこを緻密に見ながら目標を設定していきたいと考えております。

実際の、では足りているのかどうなのかということ率直に申しますと、都市部では実働する契約弁護士・司法書士、あるいは総数においても相当数充足してきているというふうに見えると感じられます。しかしながら、首都圏あるいはもう少し都市部から離れた地方におきましては、十分足りているかどうかということにつきましては若干疑問なしとはしないというようなことが実情であろうかというふうに思っています。

以上でございます。

**○道事務局長** 最後に、新規事務所の設置については、犬木部長からでよろしいですか。

**○犬木総務部長** はい。まず、事務所の新規設置につきましては、各地からの要望を踏まえて、日本弁護士連合会や各地の弁護士会などと定期的に協議を行っているところでございます。こうした検討を通じまして、今後も事務所の存置、移設、設置の必要性については検討を継続してまいりたいと考える状況でございます。

以上でございます。

**○道事務局長**

理事長からも回答させていただきます。

**○板東理事長** 今御質問いただいた配置の問題というのはなかなか分かりにくい、評価書を見ただけでは分かりにくいなというところは確かにあるかと思えます。先ほど申し上げましたように、各地に地方事務所、本所といわれる地方事務所ございますけれども、先ほどの説明のように、地方事務所本所の方に一人でも配置すべきだという目標を一つ掲げられているわけでございますけれども、それが各地の弁護士会や各地の弁護士の状況ということによって、いや、弁護士はたくさんいるんだから、例えばそういう県庁所在地の事務所にスタッフ弁護士を配置する必要はないんじゃないかというような御指摘を頂いている地方もあれば、あるいはその県内の地域事務所とか支部には配置をされているけれども、地方事務所本体の、本所の本体の方には配置をされていない、あるいは全体その県の中に一つも地域事務所もなく、本所の方にも配置をされていないと、幾つか違うタイプのものが、地方事務所

の本所に配置をされていないという場合にも含まれているわけでございます。

例えば兵庫県を見ますと、支部の方には配置をされていたということですが、本所の方は配置されていなかった、それがおとしとしてでしょうか、神戸市にある本所の方にも、地方事務所の本所の方にも初めて法律事務所を作って配置ができた、これは地域の御理解といえますか、弁護士会との長い間のやり取りの結果として配置をされたということでございます。

なぜ弁護士がたくさんいるところに大都市にそういう配置をしなきゃいけないかということなんですけれども、やはり本所の方に配置をされるスタッフ弁護士というのは、単に事件を引き受けるというだけではなくて、司法ソーシャルワーク、関係機関との連携とか、そういった地域全体の中で司法アクセスの機会の拡大であったり司法アクセスインフラの充実ということに関してかなりいろんな役割を果たしていると。あるいは災害が起きたときに関係団体との連携とか、そういうコーディネートの役割なども果たしていったりするというような、通常の事件を引き受けなきゃいけないということ以上にそういった言わば行政的といったいいのかが分かりませんが、そういった役割も含めて果たしているということで、本所にそういうスタッフ弁護士を配置するということの重要性ということを御指摘いただいているんだろうというふうに思います。ですから、地域事務所だけでは足りないという御指摘もあり、我々としても本来はそうしたいという思いはすごくあるところでございますけれども、やはり弁護士全体の数とかそういった地域の中における、もう例えばその地域では十分にそういうことはもう弁護士会として取り組んでいるからいいんだよというお話などもないわけではなくて、そういうところは地道に話を続けていかななくてはいけないかなというふうに思っております。

それから、過疎地域についての先ほど御指摘もございました。これは過疎地域、今弁護士がゼロワンとかあるいは非常に少ないというところに地域事務所を作って配置をしておりますけれども、これは御指摘のように、将来に向けてはもっといろんなツールがあるじゃないかということというのも当然あるかと思えます。ただ、なかなか高齢者も多い地域でいろんなそちらの方のインフラの利用もなかなかしにくいというところもございますし。現に今コロナ禍でいろんな新しい取組もして、相談場所を離島などに設けて、そこにいながら相談を受けられるような機会ということを今トライアルしたりいろいろしておりますので、将来に向けて多様な選択肢を作っていくということは重要だと思っておりますけれども、この地域事務所についてもどこに置いたら一番いいのかというところは常に我々としても考え、地域と

の連携も図っていきながらその配置は考えていかなければいけないというふうに思っております。

すみません、ちょっと配置のところでお話が長くなって申し訳ございません。ちょっと分かりにくい部分ですのでちょっと御説明をさせていただきました。

○片山座長 はい。中山さん、いかがですか。よろしいですか。

○中山顧問 ありがとうございます。分かりました。

○片山座長 はい。それでは、村木さん、手が挙がっていますので、どうぞ。

○村木顧問 はい、ありがとうございます。

一つは、ものすごくざっくりした質問なんですけれども、資料1ですとこの間の実績の報告があったんですけど、平成30年ぐらいとか平成元年ぐらいが非常に数字がずっと上がってきて、この2年ぐらいはコロナがあるので特殊事情もあるかなとは思いますが、実感としてみんなに知ってもらおうとか利用してもらおうということについて、最初からだんだん良くなってきて、ちょっとピークアウトしてるとか、胸突き八丁でなかなか今までのとおりでは上がらないと思っているのか、もう単にコロナの事情でやっぱりどんどん良くなっているのか、皆さんの実感として今どういう状況にあるというふうに思ってもらえるのかというのを一つお聞きしたいというのが一つです。

それから、二つ目はものすごく単純な質問で、資料3のところのABCで評価されている中に大きなIの5番目に関係機関等との連携強化というのがあって、2年続けてCというふうになってるんですね。Cをもらう項目はそんなに多くなくて、一番難しい常勤弁護士の配置問題のところはCなほかはここだけなので、関係機関ってどこなのかとか、あるいは関係機関との連携ってうちだけが、こっちだけが片思いしてもうまくきつといかないと思うので、何か連携でネックがあるのかどうかというのを教えていただきたいということです。

最後は感想ですけれども、さっきの中山さんの御質問に対する御説明聞きながらいろんなことを見ていく指標がこちらサイドの、供給サイドの指標になっているので分かりにくいのかなと。やっぱり受け手の側からどれだけの人にこのサービスが行き渡っているかとかという指標が将来は欲しいなというふうに思いました。

以上です。

○道事務局長 そうしましたら、座長、これもまた事務局の方からまずお答えしてよろしいでしょうか。

○片山座長 はい、お願いします。

○道事務局長 では、1点目は、村木顧問、相談援助等の援助件数のお話でございますね、1点目は。

○村木顧問 そうですね、一番大きいのは援助件数なんですけれども、全体の数字とか認知度とかも全部大体そんな感じかなというふうに数字見て思ったので。

○道事務局長 では、援助件数についてはまず第一事業部長からお答えいただいて。

○設楽第一事業部長 それでは、第一事業部が所管いたします法律扶助と情報提供のサービスの提供状況につきまして、日頃感じているところといたしますか、体感している感覚になってしまう部分がありますが、御説明させていただきます。

扶助の前に情報提供業務がございますけれども、これは要するに人と人との接触が制限される中で、コールセンターへの問合せというのは、これだけはどんどん伸びております。メールの問合せ件数も増えておりますので、この状況はまだまだ続くだろうというふうに思います。

それから、民事法律扶助でございますが、令和2年の数字が顕著なのですが、やはり緊急事態宣言が出て外出が非常に自粛されたというふうな中で、まずその状態に生活が慣れるまで、例えば電話相談ですとかオンライン相談ですとかそうしたことも急いで導入はいたしました。利用者側がそれに慣れてくるまでやはり時間が掛かるのだらうと。代理援助は相談援助が前提になっておりますが、コロナで導入した電話相談につきましては、電話相談から直接受任することができないという、そういう制約もございまして、相談件数は少しずつ環境に慣れてきた状態で盛り返してきた様子が見られますが、代理援助がなかなか伸びてこないというところは実情です。物理的な制約によって伸びてこない部分があるなという実感がございます。

もう一つは、代理援助件数が少し減少ぎみというのは、やはり外に出ないということは紛争に巻き込まれにくいことでもございますので、もちろん家庭内の問題というのは逆に増えるのかと思いきや、離婚件数が余り増えていないということもあります。なので、危機に向かって一時休戦ということがあるかどうかは分かりませんが、そういう意味で少し紛争的なものが実態として減っている可能性があるのではないかなと、ここはもう本当に臆測ですが、そういうちょっと体感もございます。

以上です。

○道事務局長 ちょっと補足しますと、一方でコールセンターの匿名でのお問合せの中にはコロナ禍だからこそそのDVであったり家庭内の紛争ということのお問合せはあるというふう

に聞いておりますので、両方の側面があるかなと思っております。

それでは、すみません、後半の質問と広報に関わることは、すみません、入れ替わって恐縮なんですけど、犬木部長からお願いいたします。

**○犬木総務部長** 認知度の関係で御説明差し上げたいと思います。

村木顧問御指摘のとおり、数年前に言わばピークアウトを迎えて最近下降傾向にあるということは冒頭の説明でお話ししたとおりでございます。こちらの原因について、調査会社とも意見交換しながら今分析を進めているところでございますが、やはり現状として法テラスは取り分け若年者、20代の方々に認知度が上がってこない、むしろ下がる一方ということでございます。例えば令和2年度から3年度にかけて20代の認知度は前年度16.1%だったのが11.1、5%減になっております。やはりこの世代の情報の取得の方法が大きく変わっているということでございまして、具体的にはやはりインターネットを中心とする情報収集になっております。法テラスの現状としてなかなかSNS等を活用した広報というのが足りていないと私も承知しておりまして、今後そういったところに力を入れていきたいと思っております。

また、取り分け女性に対してなかなか認知度が上がらないという現状もございまして。ですので、比較的若い女性が参加するようなイベントにも法テラスが協賛という形で参加することも昨年からは始めております。こういったイベントにも引き続き参加していきたいと思っております。

唯一いい傾向があるとしたら、10代でございます。実は令和3年度につきましては10代の方を相手とした認知度調査も初めて行いました。10代は名称認知度が43%、業務認知度が14%ということで、名称認知度は20代と同じなんですけど、業務認知度は20代よりも3%高い、10代の方が3%分20代の方よりも知っていただいているという状況にございます。こちらの原因について分析を進めたところ、法テラスの業務を知ったきっかけというのが、学校、大学の授業ということでございます。どういうきっかけで法テラスを知ったのかという問いに対して、10代の方、約4割の方が学校、大学の授業で知ったということでございます。他方で20代以上になりますと2%しかございません。かなり大きな差があることが分かりまして、今後学校教育機関に対してアプローチをしていくというのが大事な点と認識しております。

そのほか、法テラスのホームページがちょっと見づらいたとかいろいろ率直な意見も頂いたところでございますので、この辺については令和6年度の更改を目指してホームページ

の見直しも進めようとしているところでございます。

認知度の関係は以上でございます。

○道事務局長 では、地方連携の件を。

○犬木総務部長 続きまして、関係機関との連携強化の点についてお話しさせていただきます。

まず前提としまして、昨年度につきましては、50地方事務所あるうち48か所でしか実施できませんでした。2か所の地方事務所では地方協議会が実施できなかったという状況にございます。当然のことながら引き続き地方事務所において地方協議会をオンラインという方法も活用できますので、そういった方式でも差し支えないという前提の下、アプローチをするように担当課として進めているところでございます。

この点につきましては、残念ながらやはり新型コロナウイルス感染症の感染拡大、取り分けオミクロン株による感染急拡大が進んでおりますので、いまだにちょっとまだ話が進まないところも正直ございますが、本年度3月末までにかけて引き続きオンライン等も活用した地方協議会を進めてまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○道事務局長 担当部長からは大体以上でございます。

○片山座長 村木さん、よろしいでしょうか。

○村木顧問 はい、ありがとうございます。

○片山座長 ほかにどなたか。

○板東理事長 一言よろしいでしょうか。板東の方から。

○片山座長 どうぞ。

○板東理事長 関係機関との連携でございますけれども、これは計画の方では指標として会議を何回開いたとか、業務説明を何回やったということが指標で掲げられておまして、それがちょっと達成できなかったということで、その代わりにアンケートとか別の手段でやってもいいということにしていたのですけれども、それすらできなかった地方事務所があったということで、今回評価が低かったということでございます。我々としてももっと実質的にオンラインの活用などによる会議の設定や情報提供、業務説明を行うというのももちろん必要ですし、先ほど村木顧問からも御指摘のように、むしろ供給側の話になっていて、利用者側とかアウトカムとかそういう視点が指標で足りないんじゃないかということかと思えます。確かに会議を何回やりましたというような話というよりは、むしろそれで実質上どういうふ



うに連携が進んでいるのかというのが本来は一番必要な視点だと思います。その点は私は実質は比較的進んでいるのかなと、福祉機関との関係とか自治体との関係というのは大分進みつつあるなという実感はしておりますけれども、それも常に働きかけていかないとなかなか利用者につながるような連携は進まないということだと思いますので、やはり会議や業務説明をやっているいろんな媒体を通じながら、回数としてもやっていかなければいけないということは感じているところでございます。

○村木顧問 よく分かりました。

○片山座長 ほかにどなたか。

○道事務局長 こちらで高木顧問が手を挙げられております。

○片山座長 はい、どうぞ。

○高木顧問 一つはこの評価ですが、この結果を見て次何をしようかと考えるのが誰なのかという立場でこの評価の仕方の特に内容、それから同じことかもしれませんが、先ほど村木さんが言われたように、法テラスに相談に来た人たちがどういう評価をしているかというこちら側から見る評価、その辺どんな、法務省との関係なんかも含めてどういうことになっているのかお伺いしたいのが1点と。

それから、先ほど理事長の御説明の中に原発関係の訴訟で一審が終わって控訴審になるから件数が増えたというような御説明があったように思いましたが、例えばさっきのそういうケースだと日本の制度の不備を補うための仕事をさせられていると。例えばクラスアクションなんていうのがもし日本でできるようであれば、そんな仕事はないはずだと、例えばそういう観点から見て法テラスの仕事が日本の司法制度の制度としての不備を尻拭いするための仕事になってる部分はないのかという、そんな視点でものを見てみることも必要じゃないかなと、これはちょっとそんな感じがただけですけども、その辺御意見があったら聞かせてください。

○板東理事長 原発の方は、丸島理事に。

○丸島理事 そうですね、一つ目の、利用者がどう評価しているかという点については私も同じようなことを感じています。今原発の話が出ましたが、原発事故の被害者支援の国の機関の法律相談事業では、相談にみえた方々からアンケートを取って、評価や要望をいただき相談会の運営に反映させるなどのことも試みました。このアンケートでは、親切で丁寧な相談対応だと非常に高い評価を受けていますが、他方、アンケートについては、相談の結果が期待どおりになるかどうかで相談者の評価が否定的にも肯定的にもなりがちではないかなど、

アンケートの実施に当たっていろいろな議論もあり難しいところもあったと聞いております。しかし、具体論はともかくとしても、利用者の方々の意見や要望、評価をどのような形で聞いていくということについては、今日のご指摘も踏まえて改めて考えていかなければならない課題だろうと思います。

それから、原発関係の訴訟は、色々な内容の請求訴訟が、各地で、東日本中心ですけれども、起きていまして、そのうち多くの案件で法テラスが利用され、また弁護士によっては法テラスを利用しないで少額の着手金で訴訟に着手したり、そのほか様々なケースがあります。これが制度の不備の尻拭いの仕事になるかはよく分かりませんが、クラスアクションは司法制度改革のときにもかなり議論があって、消費者関係で同様の趣旨の訴訟類型ができるなどして少し前進しましたが、これもまた多くの議論があってその後制度改革議論は大きくは進んでいないように思います。こうした大規模被害に係る訴訟については、法テラスとしてはやるべき仕事はしっかりやりつつ、その経験の中で新たな制度を生み出す考え方が出てくるのであれば、それをまた発信していくことができればよいなと思っております。

**○道事務局長** 前半の中期目標、中期計画のお話は、外形的には中期目標は法務省、法務大臣で、中期計画は私どもが策定するのですが、恐らくもっと実質的な御質問ではないかと思うんですが、理事長の方から何か。

**○板東理事長** 当然法務省と緊密に御相談しながら、あるいは弁護士会とか司法書士会とかあるいは裁判所とか、そういったいろいろ関係機関、団体ともいろいろ御相談しながらということで目標とか計画の策定というのはしてきているということでございますけれども、先ほどから御指摘のように、やはり忘れていけないのは常にそういう供給者の側の意見だけを聞いていては不十分ではないかという御指摘あるかと思いますが。我々としてやはり法テラスとして利用者に対するサービスの提供というところの充実のためにやはりどう考えていくのかというのは目標、計画の議論の中でも最も意識をしていかなきゃいけないというふうには思っております。ただ、指標の取り方は非常に難しいなと、評価の仕方は非常に難しいなというのは正直、特にこの分野は私も感じるところでございますので、またいろいろ御指摘を頂ければ有り難いなというふうに思っております。

例えば普通であれば利用者にアンケート取ればいいじゃないかという話になるんですが、例えば援助などに関する弁護活動や、あるいは法律相談の中身や、そういうところの満足度ということになると、ある意味で弁護士の活動自体の評価みたいなものが絡んできてしまうということがあり、なかなかこの利用者の満足度というところを評価するのが正直難しいな

というのはございます。我々としてはいろいろ利用者の方から出てくる声というのは真摯に受け止めながらやらせていただいているというところでございますけれども、なかなか指標も含めての評価というのは難しいなというのは正直感じるころではございます。

○片山座長 高木さん、よろしいでしょうか。

○高木顧問 丸島さんの答弁に異議ありで、そのうち何とかなるでしょうなんていう話じゃ駄目じゃないかなという感じがしますが。結構です、どうもありがとうございました。

○片山座長 ほかにどなたかございますか。

もしないようでしたら、ちょっと私も気がついたことを申し上げたいと思うんですが、先ほど村木さんもちょっとお触れになったんですが、認知度が下がってるというのはちょっと何か対策を講じられた方がいいんじゃないかなという気がするんですね。

何よりも名前とか存在自体が知られないと機能を発揮する機会も少ないでしょうから。私の経験を少しお話ししますと、私鳥取県で知事やってましたときにちょうど司法制度改革とかがあったりして、県政だよりという広報媒体があって、結構購読率、全戸配布なんですけれども、結構読まれているというのがあって、その中で司法制度改革なんかも取り上げたんですけれども、県民にとって例えば人権の観点とかで頼りになるような制度とか仕組みとか機関とかを順次紹介するというようなシリーズを組んだんですね。

というのは、自治体の広報媒体ってとかく自治体の施策だけ書くんですよ。例えば包括支援センターはこうなってますとか、民生委員は何しますと自治体のことだけ書くんですけど、県民にとって自治体の施策も国の施策もこと人権というテーマでくくるともっと広がりがあるはずなので、それぞれが縦割りの断片的に情報提供するんじゃないかと、もっと、さっきの話じゃないですけども、ユーザーの立場で情報提供しようねという編集方針にしまして、国の制度なんかも随分紹介することにしたんですね。例えば人権擁護委員会とか調停だとか、それから果ては保護司にいたるまで、そういう幅広く取り上げたので、結構これが人気があってとか注目度が高くて、よくアンケート取ってどういう記事に関心持たれましたかというのをやるんですけども、それがかなり高かったんですよ、反応が。その中で法テラスも何度か取り上げるようなことがありまして、手前みそかもしれませぬけれども、多少当時の認知度が高くなることには貢献したのかなとも思っているんですけども、以来随分長いことたってますので、時折そういうさっきの関係機関との連携の一環なんだろうけど、自治体の広報で広報誌もありますし、テレビ番組なんか持ってますので、ですからそういうところでも取り上げられる機会あると思いますから、相談されたいかがかなと思います。

以上です。

○道事務局長 ありがとうございます。オンラインで広報担当の北原理事が御出席なんですが、北原理事、何かございますでしょうか。大変有益な示唆深いお話をたくさん頂いておりますが。

○北原理事 どうもありがとうございます。

認知度が上がらないといえますか頭打ちのような状況になってきて、しかも最近この二、三年低下傾向になってきているというのはちょっと大変ゆゆしき問題だと思っております。それで、さっき犬木総務部長がおっしゃっていましたが、その中で一つ明るい材料といえますか、10代の認知、どこで知ったかというところで、学校で知ったというのが非常に多いと、40%を占めているという指摘がございましたけれども、実際問題最近の高校、中学の社会関連の副教材を見てみますと、法テラスについての記述が大変増えているんですね。5年ぐらい前の清水書院のものとは一回比較してみたことがあったんですけども、非常に量的にも増えています。両面1ページに満たなかったものが2ページに増えるとか、そういう形で。特にこちらから何かそういう文科省などへの働きかけをしたかどうかは知りませんが、非常に増えているというのが実際問題ありまして、それが若い人たちの学校教育を通じた認知の向上ということに貢献している一助ではないかというふうに考えます。

大学教育などでも法テラスと連携する形での法教育関連の講座が幾つかの地方大学でも設けられていますし、そういうことなども通じて認知度を上げていくことが一つの大きな手掛かりになるんじゃないかなというふうに思います。

SNSの活用というのは非常に重要なことなんですけれども、なかなか、もちろんそれは始めておましてやっているんですけども、そういうことも当然必要ですし、若い人のイベントなどへの参加、法テラスがスポンサーといえますか少しお金を出す形での参加ということを通じてプレゼンスを高めていくということなども必要だというふうに思っております。

今片山顧問がおっしゃいました自治体の広報誌とのタイアップというのは非常に重要なことだと改めて気付きました。昨年度東日本大震災の特集を白書で組んだんですけども、その際のいろいろ職員からの聞き取りなどで、やはり地方自治体の広報とのタイアップというのが被災地での援助に非常に役に立ったということもございましたので、これからもそういうものを活用していければなというふうに思っています。

ちょっと長くなりまして、失礼しました。

○片山座長 ありがとうございます。

それでは、次の議事に移りたいと思います。次は、議事2で、コロナ禍における法テラスの対応についてです。これに関して事務局から御説明をお願いします。

**○設楽第一事業部長** よろしくお願ひいたします。それでは、まず第一事業部の設楽の方から、コロナ禍における司法アクセスということでお話をさせていただきたいと思います。

まず、資料につきましては、資料4番、それから資料5番になります。令和2年の4月に発出された緊急事態宣言後、5月11日よりこれまで対面でのみ、震災相談を除いては対面でのみ認めていた扶助の法律相談を電話で行えるというふうにいたしました。実際に動き始めたのは5月13日ぐらいから実施し始めた地方事務所が多かったようでございますが、その後非常に感染症のインパクトに対する反応もあり、5月、6月というのは非常にその電話相談の利用件数が増えております。棒グラフを見ていただきまして、青い棒グラフが令和2年度、オレンジが令和3年度となりますが、これは感染者数を重ねておりませんが、おおむねやはり感染者数の増減に傾向としては連動しております。令和2年の6月だけは大きくやはり感染症への脅威に反応したということで数が極端に伸びておりますが、それ以外のところでは増えたときには大体ちょっと遅れて増える、減ってくるとまたちょっと減ってくると、こういうふうな状況でございます。

また、地域別に電話相談の実情を示したものが資料の5番になります。特に東京、それから沖縄につきましては電話相談の比率が大変高うございます。これは地方事務所においても職員を守るために窓口を閉鎖して電話対応のみにしたとか、あるいは東京ですとやはり利用者さんも地方事務所まで出向くことに抵抗感を感じるというようなことが多かったのと、それから、私どもと同じように法律相談を実施している各地の弁護士会がやはり電話相談に切り替えたかどうかなど、様々な事情がございますが、地域ごとに若干のばらつきがありますのはそうした複合要因に基づくものということになります。それで目を引きますのは大阪で、大阪も感染数はそれなりに大きいのですが、対面相談を求める利用者さんが比較的多いということで電話相談の比率が低めになっております。

このコロナ感染症を受けて司法アクセスを維持するための最も大きな取組として電話相談を実施させていただきまして、またその経過は御報告したとおりでございます。

**○高橋総合企画部長** そうしましたら、企画室も担当しております部長の高橋の方から御説明をします。

この後ですけれども、ユーチューブで法テラス公式ユーチューブというものがございまして、そちらの動画を御覧いただきます。3分ほどの動画ですが、「3分で解説！法テラスの

使い方」というものになります。こちらですけれども、議事1の方でもございましたとおり、コロナ感染の影響で関係機関連携の部分で地方協議会あるいは公共団体、福祉機関との業務説明等の機会が失われまして、従来型の大人数を集めて対面で行うという方式ではなく、オンラインで法テラスの業務を知っていただくということでユーチューブの方を活用しているものになります。また、オンラインにつきましては、特に若年層の方が利用しやすいと、目にも止まりやすいということで、そういった認知度の向上にも努めるという中で行っているものになります。

それでは、まず動画を御覧いただければと思います。お願いします。

(動画視聴)

○高橋総合企画部長 ありがとうございます。

今御覧いただきましたものが「3分で解説！法テラスの使い方」というものになります。

このほか、3分でということで、債務整理の関係ですとか、あるいは離婚手続、養育費請求等の説明をする動画も作成しております。また、福祉機関の関係者向けに法テラスの使い方ですとか、あるいはこういった形で法テラスと連携をすると支援に結びついていくのかというものをもう少し長めのもの、15分とか30分程度のものも動画を作成しております。そういった動画を用いて関係機関との業務説明に臨むということの活用をしております。

この動画につきましては、担当の新保理事の方の御紹介もありまして、福祉機関の現場の方々を読む雑誌の方にPR記事を載せさせていただいたり等して広げていくというようなことを行っております。

私からは以上です。

○片山座長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明とそれから動画も含めて、顧問の皆さんから御意見等ございますでしょうか。御意見のある方は手を挙げるボタンを押していただくと分かりやすいですけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。

それでは、次に進めたいと思います。次は議事3です。災害と司法アクセスについてに関して、事務局から御説明をお願いします。

○高橋総合企画部長 それでは、引き続き企画室担当部長の高橋の方から御説明します。

またこの後も動画を御視聴いただくのですけれども、こちらの動画は令和2年度法テラス白書で特集1ということで、東日本大震災と法テラス被災出張所というものを特集をさせていただきました。その際に様々出張所の職員ですとか、あるいは当時の関係者の方に調査を

しましたところ、この中身が非常に法テラスにとって、あるいは司法アクセスというものにとって考えさせられる中身だということで、職員の側からこの白書の記載にとどまらず記録をしたいという申出がございました。そこで職員の方で手作りでこれを作成したものになります。全編は全部で40分になるのですが、今回その短縮版ということで16分のバージョンを御覧いただこうと思っております。それでは、御覧いただければと思います。よろしく願いします。

(動画視聴)

○片山座長 この後御説明ありますか、事務局の方から。

○高橋総合企画部長 ありがとうございます。

今御覧いただきましたのはダイジェスト版でして、主に被災出張所の職員の声を集めたものになります。被災出張所は、途中でも出てきましたとおり、7か所ございましたが、昨年3月31日の法テラス震災特例法が効力を失うのに当たりまして、5か所閉鎖しております。それに伴いまして退職をされた現地の職員もいらっしゃるのですけれども、ただ、この間の活躍というものを職員皆さんに共有していただこうということでこれを作成しまして、企画室としては全国の職員の方に見ていただこうということで、各地で上映会等を開いて職員の方に御覧いただいているというような状況になっております。

私からは以上です。

あと、続きまして。

○設楽第一事業部長 それでは、災害と司法アクセスにつきまして、今御覧いただきました出張所は説明のとおり令和3年3月に閉鎖されて、今現在は資料7番を御覧いただけますでしょうか、資料7に記載のありますとおり、法テラスふたばと法テラス気仙で情報提供と、それから法律相談を行っております。

情報提供の傾向につきまして、それぞれ少し違いがありますのでここに紹介しておりますが、やはり生活上の取引に関する相談というのは法テラスのコールセンターでもやはり同様に上位に上がっているものでございます。法テラス気仙の方は家族に関する相談が上位になっておりますが、それぞれその相談例というのも挙げております。

この残りました被災地出張所におきましては法テラス号も稼働しており、現在もこの出張所周辺の方々の御利用いただいているところではありますが、よろず相談、ビデオで紹介されたよろず相談というのは縮小しておりますので、今後は被災地出張所が現地で何をすべきなのか、どういうふうな位置づけで被災者のために、被災者の司法アクセスのために仕事を

させていただくべきなのかということも議論しなくてはならないということになっております。

同じく被災地出張所で資料にはございませんが、熊本の地震での被害につきましても法テラス号熊本というものを配置いたしまして、こちらは主に出張相談等に活用しております。

また、電話相談が、今コロナのための電話相談が行われておりますが、これが一方で被災者あるいは高齢者や遠隔地の居住者等にとってはコロナとはまた別にアクセス改善の手段として役立っているという点も否定できず、今後どのように電話相談を位置づけて続けていくかということも現在検討しております。

以上です。

**○片山座長** ありがとうございます。

それでは、今の議事3につきまして、動画も含めて顧問の皆さんから御意見なり御質問なりありますでしょうか。手を挙げていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

はい。それでは、議事3もこれで閉じたいと思います。

取りあえず今日予定しておりました議事は以上です。議事に関係しないことも含めて何か顧問の皆さんから御発言がございましたら、この際いい機会ですからお話しいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

はい。それでは、今日の顧問会議はここで閉じさせていただきたいと思いますが、事務局の方から連絡事項等ございますでしょうか。

**○道事務局長** 座長、ありがとうございます。1点御連絡をさせていただきますが、本会議の議事録の作成でございますけれども、これまで同様に事務局において原案を作成いたします。御出席の顧問の皆様にはその後に御確認を頂きまして、更に座長に全体を御確認いただいた上でホームページに公表するという手順を考えておりますが、それで差し支えございませんでしょうか。

**○片山座長** はい。

**○道事務局長** よろしいでしょうか。そうしましたら、この段階で事務局からの御連絡は以上となります。

**○片山座長** それでは、冒頭に理事長さんの方から最後に何かということございましたけれども、それはいかがしましょう。丸島さん。

**○板東理事長** そうですね、丸島理事の方から閉会のまとめをさせていただいて、その後にちょっと私の方から一言だけ御挨拶させていただきます。



○片山座長 それでは、丸島さんの方から御挨拶をお願いします。

○丸島理事 恐れ入ります。私の後に板東理事長の方から一言御挨拶申し上げますが、ここで一旦締め御挨拶をさせていただきます。

本日は感染症の急拡大という時期に当たってしまったわけでありませけれども、顧問の先生方には御多忙のところを御出席いただきまして、大変貴重な御意見いただきましたこと、誠にありがとうございます。また、高木顧問には直に本部の方までお越しいただきまして、ありがとうございました。

今回は第4期中期目標期間の最後の顧問会議になります。この4年間、1年目はDV、ストーカー、児童虐待などの法改正に伴う新しい業務の取組に始まりまして、後半の2年間はコロナ禍の中で全国の事務所の業務継続体制を確保するとともに、先ほど来お話がありました電話等相談を開始いたしまして、相談業務の中で大きな役割を果たすことになりました。また、センターの業務体制の面では、立ち遅れておりましたIT環境の整備にかなりのエネルギーを注ぎますとともに、センター業務の中核を担う人材の確保の課題につきましても、転勤を伴う全国異動の問題を始めとして働きやすい環境をどのようにして築いていくかという課題でありますとか、あるいは多くの女性職員を含む職員一人一人の働きがいとキャリア形成の在り方の課題など、この時代に適合していくよう働き方と人事制度の在り方を大きく見直すことにも着手しようとしてきているところでございます。

この4年間に社会は大きく変動をし、人々の暮らしや働き方、そして考え方も一層多様なものとなり、大きな変化が生まれてきております。こうした時代にありまして、今後の法テラスを考える上では、やはり時代の変化に的確に対応するべく、日々の業務の在り方とともに、業務、人事、組織運営の全般について一体として総合的に見直しもしていかなければならない時代であるなどというふうに思っております。

その上では、社会状況の変動やあるいは将来の見通しなどを含めた時代認識に基づいて、顧問の先生方から大所高所の御意見いただきますことは、私どもにとりまして非常に貴重な機会でございます。これから法テラスは設立以来20年に向かって第5期中期目標の期間に入りますけれども、引き続き司法アクセスの拡大充実の課題をよりよく果たしていけるよう、顧問の先生方からの御指導御支援を賜りたいというふうに思っております。何とぞ引き続きよろしく願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○片山座長 ありがとうございました。

それでは、最後の最後に理事長さんから一言お願いします。

○板東理事長 どうもありがとうございました。本日も大変活発にいろいろ御議論も頂きまして、本当に貴重なアドバイスを頂きましたこと、感謝申し上げます。

最初に申しましたように、今期中期目標期間の最後ということで、私の任期も3月末までということですので、ちょっとこの機会を借りまして最後の御挨拶をさせていただきたいと思います。こういう機会をお与えいただきまして、ありがとうございます。

先ほど丸島理事の方からこの4年間で振り返ってのお話ございましたけれども、やはり大変司法アクセスの拡大ということではいろいろその分野も広がり、また実際の利用件数も増えてきた時期であったかと思えます。先ほど村木顧問からの御質問のように、最初は増えてきたのに最近ちょっと減ってるじゃないかというお話がありましたけれども、実際はやはり司法アクセスの地平は拡大しているということは感じさせていただいております。これはコロナ禍でなければ、例えば外国人に関してももっと拡大をいただろうと。あるいはいろいろな機関との連携による業務の拡大というのもっと広がったのかなというふうに思っております。そういう意味ではちょっと後半の2年間、残念な部分も正直ございました。しかし、その中でこれからの法テラスの司法サービスの在り方というのはどういうふうに考えていかなければいけないのか、あるいは組織として持続可能な、そして使命に忠実な組織にするためにはどうしたらいいのかということを中心に立ち返って考えさせられた時期でもあったというふうに思っております。これからはITなどの活用なども含めて新たなチャレンジも大いにしながら、基本としてはやはり国民の皆様のためにどうやったら本当に必要なところに、そして必要な形でサービスが届けられるかと、ここをやはり組織全体で追及していかなければいけないということを改めて感じております。

やはりその中で私自身も法テラスに入りまして感じましたのは、求められていること、そして必要な業務に対してやはりマンパワーが非常に限られていて、例えば本所といわれる各地の県庁所在地にある地方事務所についても、小さいところは常勤が4人だけという状況で、フルスペックの業務を行っている。地域に根ざした形で事業を展開するためにそういう形になっておりますけれども、今後持続可能な形で、職員自身の生活設計も併せてキャリア形成をしていくということにも配慮しながら、生き生きと働いていただく、そして必要な業務を行っていく、そして司法アクセスを拡大をしていく、いろいろなニーズにも応えていくということを考えたときに、積極的に今まで以上にいろいろなことを考え、チャレンジしていかなければいけないということを改めて感じさせていただいております。今まだ形に表れている部分は少ないかと思えますけれども、部内で職員たちも含めて検討している課題というの

はたくさんございますので、これから少しずつ形を成していきたいというふうに思っております。

いずれにしろ、法テラスの業務は、こういった社会の変化の中でますます求められるし、またいろんな年代層を含めて潜在的にあるニーズを一層我々としてきちんと見据えていかなきゃいけない、そういう時期になっているということを改めて感じております。

私の任期は終わりますけれども、顧問の皆様はまだ任期途上ということでございますので、また引き続きまして法テラスにつきまして、特に新しいこれから時代の潮流の中でどういうふうに法テラスが社会の期待に応えていかなくてはいけないかということについて、一層積極的に御示唆を頂ければ有り難いというふうに思っております。引き続きよろしくお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

○片山座長 どうもありがとうございました。板東理事長さんにはこれまで本当に私たち顧問もお世話になりましたし、何よりこの法テラスに多大な御貢献、御尽力をされたと思います。御労苦に感謝したいと思います。

○板東理事長 どうもありがとうございます。

○片山座長 それでは、以上をもちまして第20回日本司法支援センター顧問会議を終了させていただきます。

顧問の皆さん方、それから理事長さんはじめ事務局の皆さん方、今日はお疲れ様でした。お世話になりました。これで終わりたいと思います。

午後2時52分閉会